

5 庁舎仮設空調設備貸借（神栖消防署）

仕様書

鹿島地方事務組合

1 一般事項

(1) 設置場所

茨城県神栖市溝口4991番地5 神栖消防署

(詳細は別表1及び別紙平面図参照)

(2) 建物構造・規模等

鉄筋コンクリート造 地上3階建て

建築面積 616.60㎡ 延べ面積 1563.90㎡

(3) 賃貸借期間

契約締結日から184日間

但し、更新工事の期間が賃貸借期間内に設置完了した場合は、日割計算し必要期日分の契約に短縮することができる。

(4) 賃貸借料

下記aからbまでに係る費用の総額を一括で支払うものとする。

a 空調設備設置工事、電気工事、その他空調機が使用できるまでの全ての付帯工事費用と、賃貸借期間終了後の設備撤去、運搬、各工事箇所の原状復帰に係る全ての費用を含むものとする。

b 本仕様書内に記載していない諸設備等で、各種法令に基づき必要となる費用。

(5) 支払条件

前払金及び部分払金 なし

2 機能等の条件

(1) 空調設備設置工事

a 冷暖兼用電気式の空調設備とすること。

b 空調設備の能力は、別表1に示す要求能力以上とすること。室内を均一に効率良く冷暖するため、また、設置及び運転に係る費用を安価にするため、必要に応じて複数の機器を組み合わせることも可とする。

c 室内機は、壁掛型、床置型のいずれかで併用も可とする。

d 一定期間中の仮設空調設備となることから、配管、配線等の施工のため、壁、間仕切壁、天井、床等に穴を開けることは原則として不可とする。配管等は窓枠等の既存開口部にアルミパネルを用いるなどし、風雨が入らないように施行すること。また、窓枠への施工については窓の開閉及び施錠を可能とすることを基本とするが、施工場所等の状況により、協議の上、開閉不能の状態とすることも可とする。

e 室内機の設置場所については上記dの内容を考慮し、配管等が通行等に支障のない場所に設置すること。

- f 室内機の取り付けに必要な壁等の軽微な加工については、撤去後に補修を行うものとする。
- g 屋外に設置する冷媒配管は、必要に応じて保温付被覆したものを使用すること。

(2) 電気工事

- a 電気設備、配線等、空調設備設置に伴う電気工事一式とする。
- b 3相200Vの電源を要する場合等、既存電気設備からの電源の取出し、必要に応じた遮断器の設置及びヒューズ交換等を実施し、対象となる空調設備までの配線工事を行うこと。
- c 空調設備撤去の際は、電気設備、配線等を工事前の状態に戻すこと。

(3) その他付帯工事

- a その他空調機が使用できるまでの付帯工事を含むこと。

3 機器の保守業務

- a 受注者は、空調機器の設置後から賃貸借期間終了までの間、空調機器の正常な機能を保持するため、機器の不具合に関する問合せ、修理等については誠実に対応すること。
- b 賃貸借期間中の通常使用に伴う機器の故障について発生する経費は、受注者の負担とする。

4 その他

- a 本仕様書に記載されていない事項であっても、本賃貸借の性質上必要と推測されるものは、受注者の責任において、誠実に対処しなければならない。
- b この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。

5 共通事項

(1) 総則

- a 関係法規・条例及び規則等を遵守すること。

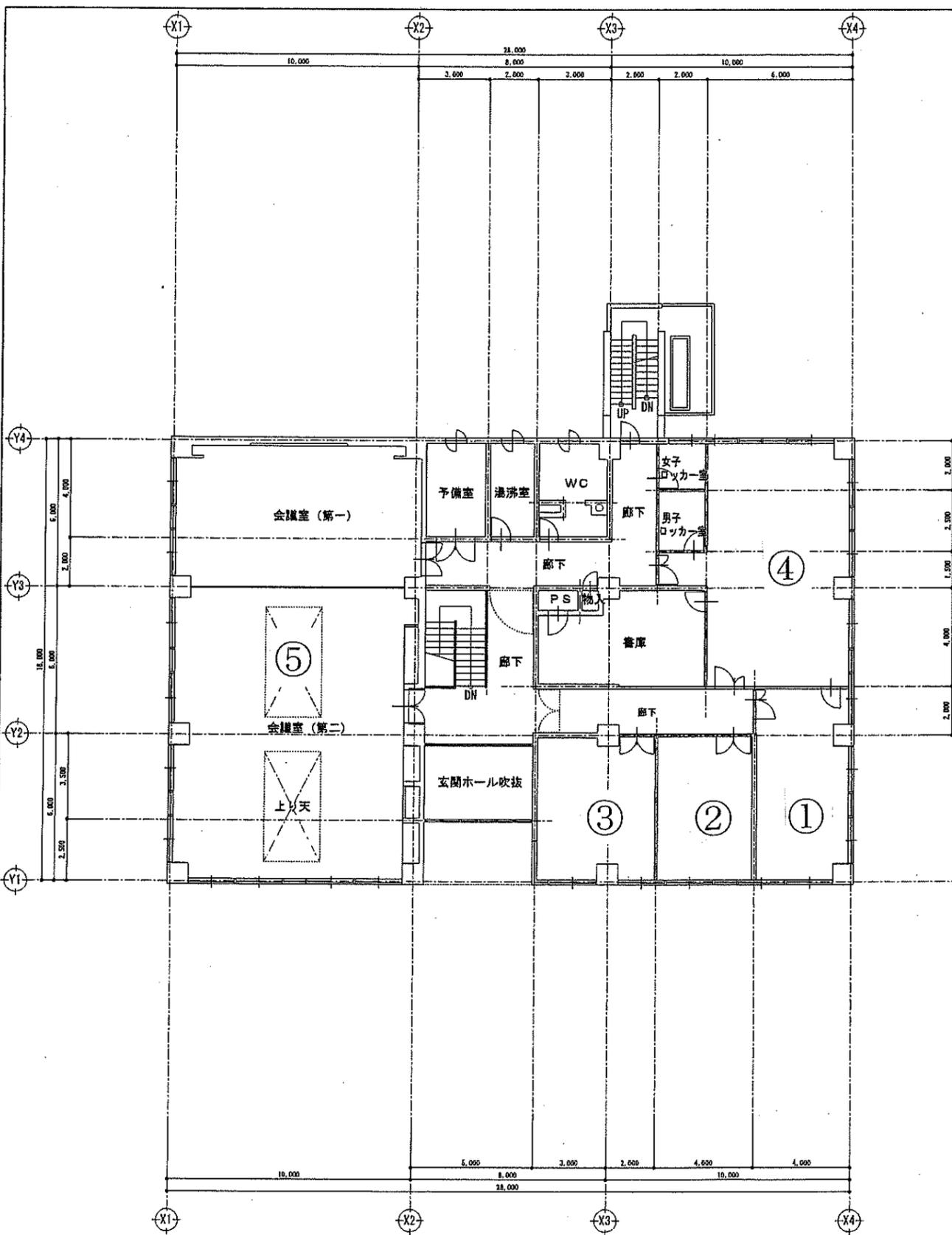
(2) 工事中の公害及び災害の防止にかかる安全対策

- a 工事期間中は、公害・災害・危険防止等に最善の対策を行い施工すること。
- b 工事現場に出入りする車両は、美化推進に努力し、汚損した場合は、責任を持って清掃すること。
- c 現場作業日時等、発注者と十分協議の上、作業を行うこと。

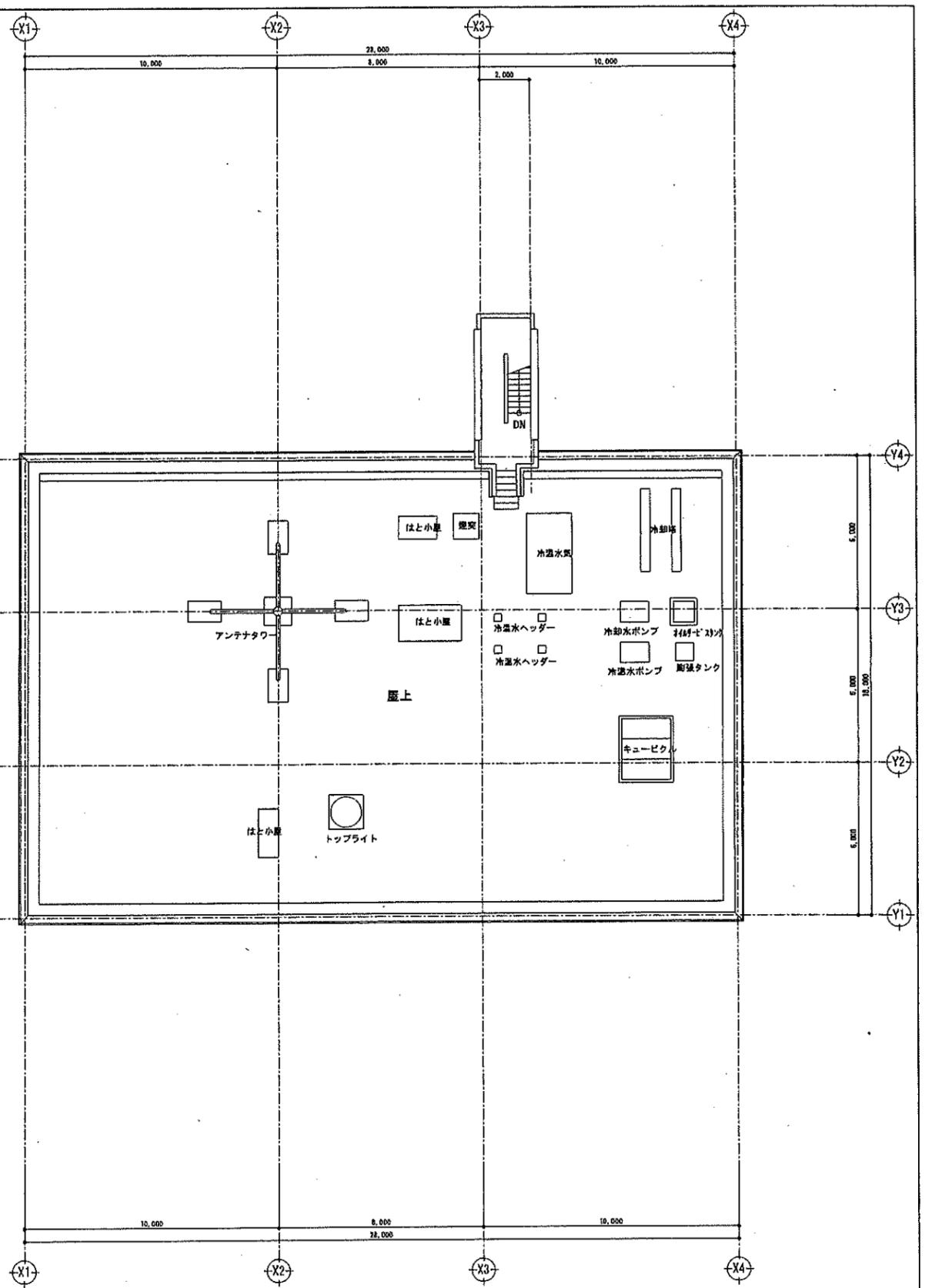
別表 1. 空調設備設置室条件

	番号	名称	用途	面積 (㎡)	室内高 (m)	要求能力※ ¹ 冷房能力最大 (kW)	備考
地上 3階	①	消防長室	一般事務室	24	2.5	2.8	
	②	次長室	一般事務室	24	2.5	2.8	
	③	応接室	一般事務室	30	2.5	2.8	
	④	事務室	一般事務室	60	2.5	5.6	
	⑤	会議室	会議室	180	2.5	13.8	
地上 2階	①	事務室	一般事務室	120	2.5	10.1	
	②	応接室	一般事務室	24	2.5	2.8	
	③	指導室	一般事務室	16	2.5	2.0	
	④	仮眠室	仮眠室	24	2.5	2.8	
地上 1階	①	事務室	一般事務室	104	2.5	9.8	
	②	指導室	一般事務室	24	2.5	2.8	
	③	食堂	食堂	66	2.5	5.6	
	④	指導室	一般事務室	24	2.5	2.8	
	⑤	仮眠室	仮眠室	120	2.5	8.0	
	⑥	休憩室	仮眠室	19	2.5	2.8	

※¹ 要求された能力以上とすること。機器を複数設置して能力を満たすことでも認める。機器の組合せは自由とする。



3階平面図 S=1:100



R階平面図 S=1:100

既存

図名	4.8.1	図番	3・R階平面図(既存図)	縮尺	A1 S=1:100 A3 S=1:200
設計		工事名		図番	